

## 会議の概要

議長

定刻になりましたので、ただ今から平成30年1月、第22回総会を開会いたします。なお、本日の会議において農業委員会等に関する法律第29条により農地利用最適化推進委員の出席を求めています。

7番田下委員から欠席との連絡が入っておりますので、報告いたします。出席農業委員会委員は、14名中13名出席、定足数に達しており、総会は成立しております。

出席を求めた農地利用最適化推進委員の出席人数は9名です。

開会時間は午後1時32分です。

質疑等は、挙手の後、許可を得て、議席番号、氏名を名乗ってから行うようお願いいたします。

携帯電話をお持ちの方はマナーモードに切り替えるか電源をお切りいただきますようお願いいたします。

続きまして、日程1 議事録署名委員の指名ですが、席次の順により逐次署名委員とすることとなっております。議席番号4番田中委員、5番森委員をお願いいたします。

それでは、日程に従い議事に入ります。

日程2 議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書審議について上程いたします。

事務局より説明願います。

事務局

議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書審議について内容説明をいたします。

(申請番号1番の内容について、記載事項を読み上げる。)

農地区分については、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地第2種農地と判断されます。資金面については、資金調達計画書、融資証明書により確保が確認されております。隣地耕作者の同意も得られております。

調査区は、大河地区になります。以上です。

議長

ありがとうございました。それでは、議案第1号申請番号1番の現地調査について、大河地区担当委員より報告をお願いします。

8番

議席番号8番根岸が調査報告します。現地調査は、1月21日午前9時00分から、大河地区農業委員4名と推進委員1名で行いました。申請場所ですが、熊谷小川秩父線を東秩父村方面へ進み、松郷峠入口交差点から300m程進んだところの交差点を左折し、パトリアおがわを過ぎすぐのところを左折し、矢岸橋を渡り右折して、約350m進んだところを左折し約100m進んだ左側になります。南側には妻の実家がございます。申請地は管理されております。きれいな平場ですが、隣接同意等も得られておりますので、特に問題ないと判断いた

します。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

議長

特にないようですので、採決いたします。議案第1号 申請番号1番について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、議案第1号 申請番号1番について、原案のとおり可決いたします。

続きまして議案第1号申請番号2番について事務局より説明願います。

事務局

議案第1号申請番号2番について説明いたします。

(申請番号2番の内容について、記載事項を読み上げる。)

なお、この申請は一時転用であり、復元計画書も提出されております。

調査区は、竹沢地区になります。以上です。

議長

ありがとうございました。それでは、議案第1号申請番号2番の現地調査について、竹沢地区担当委員より報告をお願いします。

竹沢 (尾上

竹沢地区推進委員尾上が調査報告します。現地調査は、1月24日午後2時00分から、竹沢地区農業委員2名と推進委員2名で行いました。申請場所ですが、旧国道254号線を寄居町方面へ進み、東武東上線とJR八高線が並走している北側の、宏仁会小川病院から竹沢小学校へ向かって約250m進んだところの左側になります。申請地は、JR八高線の線路の土手下の土地で人家もあまりないため、悪影響は考えにくいです。渡人は現在の居住は県内の市ですが、農地を守る使命感が強く、週末に圃場を訪れて水稻を作付しています。作物が水稻のため、作付前のこの期間であれば問題ないと判断いたします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

議長

特にないようですので、採決いたします。議案第1号申請番号2番について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、議案第1号申請番号2番について、原案のとおり可決いたします。

続きまして、日程3 議案第2号 農業振興地域整備計画の変更について上程いたします。

事務局より説明願います。

事務局

議案第2号 農業振興地域整備計画の変更について内容説明をいたします。農業振興地域の整備に関する法律により指定されている農業振興地機内農用区域においては農地転用を制限されているため、農地転用をする場合には農用区域からの除外の手続きが必要となります。手続きにあたり、同法第13条第2条各号の要件を満たすことが必要であり、同条同項第1号において、当該変更に係る土地を農用地以外の用途に供することが必要かつ適当でなければならない旨が規定されております。この「必要かつ適当」については、具体的転用計画や規模の妥当性について判断することと規定されており、他法令上の許可見込みの確認についてございますので、農地転用許可見込みについて町から当委員会に対して意見を求められております。

(申請番号1番の内容について、記載事項を読み上げる。)

除外後の農地区分については、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地第2種農地と判断されます。

調査区は、竹沢地区になります。以上です。

議長

ありがとうございました。それでは、議案第2号申請番号1番の現地調査について、竹沢地区担当委員より報告をお願いします。

3番

議席番号3番松本が調査報告します。現地調査は、1月24日午後2時00分から、竹沢地区農業委員2名と推進委員2名で行いました。申請場所ですが、旧国道254号線を寄居町方面へ進み、JR八高線のガードをくぐったところを左折し、約300m進んだところを左折し踏切を渡り、約900m進んだ右側になります。この土地は昔は桑畑で、3、4年前から数本の梅と篠に覆われていたが現在は篠も刈られきれいに管理されている状態です。そもそも山裾の傾斜地で駐車場して利用したいとのことですが、この様な状況のため、特に問題ないと判断いたします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

議長

特にないようですので、採決いたします。議案第2号申請番号1番について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、議案第2号申請番号1番について、原案のとおり可決いたします。  
続きまして、申請番号2番について上程いたします。  
事務局より説明願います。

事務局

議案第2号申請番号2番について内容説明をいたします。  
(申請番号2番の内容について、記載事項を読み上げる。)  
除外後の農地区分については、農業公共投資対象農地第1種農地と判断されます。  
また、今回の除外目的は農家住宅で上限は1,000㎡ですが、申請地は若干超えております。このことを許可権利者である東松山農林振興センターに相談したところ、やむを得ない旨の回答をいただいておりますことを申し添えます。  
調査区は、八和田地区になります。以上です。

議長

ありがとうございました。それでは、議案第2号申請番号2番の現地調査について、八和田地区担当委員より報告をお願いします。

4番

議席番号4番田中が調査報告します。現地調査は、1月22日午前9時から、八和田地区農業委員5名と推進委員2名で行いました。申請場所ですが、県道菅谷寄居線を奈良梨交差点から嵐山町方面へ約1.5Km進んだところを右折し、約50m進んだところを左側になります。この土地は間口約14m奥行約75mの長方形です。現況は保全状態であり、付近は畑として利用されており住宅を建てるのはもったいない気もしますが、申請理由にもありますとおり農家用住宅であり、農振農用地除外にあたって近隣耕作者並びに合併浄化槽処理水の放流について水利組合からそれぞれ同意を得ています。以上のことから、特に問題ないと判断いたします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

議長

特にないようですので、採決いたします。議案第2号申請番号2番について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、議案第2号申請番号2番について、原案のとおり可決いたします。  
続きまして、申請番号3番について上程いたします。

事務局より説明願います。

事務局

議案第2号申請番号3番について内容説明をいたします。  
(申請番号2番の内容について、記載事項を読み上げる。)  
除外後の農地区分については、農業公共投資の対象となっていない小  
集団の生産力の低い農地第2種農地と判断されます。  
調査区は、八和田地区になります。以上です。

議長

ありがとうございました。それでは、議案第2号申請番号3番の現  
地調査について、八和田地区担当委員より報告をお願いします。

11番

議席番号11番千野が調査報告します。現地調査は、1月22日午  
前9時から、八和田地区農業委員5名と推進委員2名で行いました。  
申請場所ですが、県道熊谷小川秩父線を熊谷市方面へ進み、総合グラ  
ンド入口交差点を左折し、県道本田小川線に入り約1.5Km進んだ  
ところを右折し、約50m進んだところを右折し、約30m進んだ左  
側になります。この土地について理由書にあるとおり土地所有者から  
快諾いただいたとのこと。この様な状況のため、特に問題ないと  
判断いたします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。質問のある方  
は挙手をお願いします。

(質疑なし)

議長

特にないようですので、採決いたします。議案第2号申請番号3番  
について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、議案第2号申請番号3番について、原案のと  
おり可決いたします。よって、議案第2号については町へやむを得ない  
旨回答いたします。

続きまして、日程第4報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規  
定による届け出について、事務局より報告をお願いいたします。

事務局

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出につ  
いて報告いたします。

(申請番号1番の内容を報告する。)

これにつきましては、会長専決により書類を受理しました。以上で  
す。

議長

ただ今の報告第1号について、質問、意見ございますか。

(質問・意見なし)

議長

特にないようですので、報告案件ですのでご了解ください。  
続きまして、日程5 報告第2号農地の埋立（盛土）工事の施工について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

報告第2号 農地の埋立（盛土）工事の施工について報告いたします。  
(申請番号1番から2番の内容を報告する。)  
これにつきましては、会長専決により書類を受理しました。以上です。

議長

ただ今の報告第2号について、質問、意見ございますか。

(質問・意見なし)

議長

特にないようですので、報告案件ですのでご了解ください。  
以上で議案はすべて終了しました。  
これをもちまして、第22回小川町農業委員会を閉会します。  
閉会時間午後2時17分です。